



牛久沼土地改良区だより

〒301-0005
茨城県龍ケ崎市川原代町2640-1
TEL 0297-62-0536 FAX 0297-62-9547
編集責任者 磯貝 光市

牛久沼土地改良区の概況 (平成26年6月17日現在)
■組合員数2,247名 ■受益面積14,806,390㎡

平成26年12月1日発行
<http://midori-ushikunuma.net/>



御挨拶

牛久沼土地改良区
理事長 磯貝 光市

牛久沼土地改良区の組合員皆様には日頃当改良区に対して御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

7月の定例理事会において木村信夫前理事長の後任として理事長職を仰せつかりました磯貝光市です。宜しくお願い致します。

過日、総務省が公表した9月の勤労者世帯の実収入は前年同月比実質で6.0%の減少、平成25年10月以降12カ月連続の減少です。一方、消費者物価指数は前年比3.2%の上昇です。

特に、農家にとっては円安による原油・肥料等生産資材の高騰、米価の大幅な下落等農業所得の減少は大きな問題です。

また、土地改良区にとっては施設の老朽化・消費電力の大幅な値上げの問題を抱えております。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」では今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増させることを目指す。と謳っておりますが、これだけ米価が下がってしまうと本当に所得は倍増になるのか？疑いたい心境です。

現在、牛久沼八間堰水門の改修工事が進められています。水門の開閉や水量が一定に保てるよう自動操作が可能になります。

大量の水を放出する際には危険防止の警報機が作動して注意するように知らせます。魚道については新設する方向で検討しています。

また、西谷田川の細見橋から上岩崎橋間の浚渫工事を行い流水や船の通行に支障がないようになります。

これらの事業については、萩原勇県議会議員・中山一生龍ケ崎市長・県関係者等多くの皆様に御協力を頂きましたことに紙面をお借りしまして御礼申し上げます。

理事長の交代経緯につきまして、一言申し上げます。

前々から用排水の支障、いつ行っても常勤の理事長が事務所にいない等組合員から苦情が寄せられておりました。また、改良区運営については何事も理事会に諮るよう求めてきたにも関わらず、理事長の独断で新規採用者への交付を理事会に諮る3カ月前に通知、施設改修工事や補助金の放棄等、定款・規約や規則及び理事会決議違反等、理事長としての仕事を放棄し職員任せの運営を行って来ました。

こうした一連の事象について、理事一同疑問を感じ、5月の理事会で木村前理事長を交えて協議を行いました結果理事長退任となりました。

その後、木村前理事長には、今までの改良区運営に際しての釈明及び説明を求めておりますが、仕事を理由に未だ実現していない状況にあります。

今後の土地改良区の運営につきましては、何事も理事会での協議、報告を常とし、総代会への問題提起・審議事項の明確化を図っていきたく思っております。

今後とも、役職員一同一層の努力を重ねて参りますので組合員皆様の変わらない御支援・御協力をお願い致します。

組合員皆様の御健勝をお祈り申し上げまして御挨拶と致します。



ごあいさつ

茨城県県南農林事務所
稲敷土地改良事務所
所長 石井 昌広

4月の定期人事異動により、稲敷土地改良事務所に赴任しました石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

牛久沼土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業行政並びに農業農村整備事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。本紙をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

当管内は東日本大震災により大きな被害を受け、これまで市町村や土地改良区の皆様などと共に災害復旧に取り組んでまいりまして、昨年度までに完了することができました。重ねて御礼申し上げます。

県では、儲かる農業の実現のため農業改革の方向及び目標等を定めた「茨城農業改革大綱」並びに農業農村整備の方針・整備目標等を定めた「第7次土地改良5カ年計画」により各種施策を推進しており、今年度も当事務所では、水田農業を支える生産

基盤の整備を中心とした県営事業等に取り組んでまいります。

今年度の予算につきましては、施設更新事業予算が特に厳しい状況となっております。このため、土地改良区の皆様のご要望を関係機関へつなぎ、事業が円滑に展開できますよう、今後、更に努めてまいります。

また、国では「強い農林水産業」や「美しい活力ある農山漁村」の実現を目指し、担い手への農地集積や農地維持を推進する新たな施策を創設しました。土地改良区の皆様におかれましてもご活用されますよう、お願い申し上げます。

農業農村を取り巻く環境は厳しいものがありますが、農業・農村が維持発展できますよう、職員一同取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、牛久沼土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健康をご祈念申し上げます。ごあいさつといたします。

<八間堰操作室>



<八間堰水門>





土地改良区からのお願い



下記に該当する方は届出をお願いいたします。(※届出用紙は牛久沼土地改良区にありますので必要な方はお知らせください。改良区からお送りいたします。)



1. 組合員が亡くなったとき（死亡による名義変更をしたとき）
2. 農地を贈与・貸与・賃貸借・交換・売買したとき
3. 小作地を地主に返還したとき
4. 農業者年金受給のため経営移譲したとき
5. 住所変更をしたとき



●排水放流・施設（用排水路敷使用等）を使用するときは当改良区にお問い合わせの上、申請をしてください。

●口座振替の方は、振替先の変更があるとき、資格異動のあるとき（名義変更）は変更届を提出してください。

●農地を転用するときは、農地転用の申請をしてください。またその際には、当該年度の地区除外決済金を納めていただく事になっています。公共用地（道路等公共施設）として買収、寄付した土地についても同様です。また、市役所・法務局・農業委員会等の手続きだけでは改良区の台帳、組合員名簿の修正は出来ません。

直接、改良区への届け出が無ければ、いつまでも賦課金が掛かってしまいます。必ず、届出をお願いいたします。

●休耕田、転作田にも賦課金が掛かります。

ご質問等ありましたら、当改良区までお問い合わせください。

電話 **0297-62-0536**

「変更届」等は随時受け付けをしておりますが、面積の変更を伴う賦課金額の変更は毎年3月末日を締め切りとしております。

平成24年度収支決算報告

一般会計決算

(単位：円)

歳入		歳出	
組合費	97,522,185	事務費	74,071,397
使用料	1,540,611	維持管理費	65,294,669
県支出金	415,000	区債及び借入金	25,325,141
市町支出金	28,253,015	負担金及び分担金	1,090,672
繰入金	43,800,000	諸支出金	828,837
繰越金	9,854,605	選挙費	679,159
諸収入	6,666,876	事業費	2,250,000
補助金	2,250,000	維持管理費戻金	1,162,210
		予備費	0
歳入合計	190,302,292	歳出合計	170,702,085

歳入・歳出合計差引残高金額 19,600,207円は翌年度へ繰越いたしました。

特別会計決算

(単位：円)

会計名	歳入	歳出	次年度繰越額
馴馬谷津地区	37,548,129	4,941,742	32,606,387
大宮地区維持管理	19,826,611	19,826,611	0
生板北部地区	9,229,915	9,229,915	0
大徳・宮渕1区地区	29,963,759	29,963,759	0
基本財産積立金	130,952,373	43,300,000	87,652,373
職員退職給与金積立金	58,662,584	0	58,662,584

*平成24年度収支決算報告書につきましては第132回臨時総代会の承認を受けて掲載させていただきました。

《管内に放流する排水放流同意について》

今後は、牛久沼土地改良区管内において関係市町村・施工業者における工事等に伴う排水を、用排水路に放流する場合には事前に協議し、排水放流同意の許可を得た後、工事の施工をお願い致します。

なお、協議を行わないで工事の施工を始めた場合には、工事の中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

《「揚水機場」の電気代について》

東京電力の電気代の値上げで機場の電気代が高騰しています。

来年度も各機場の節電につきましては、組合員の皆様の御理解と御協力を切にお願い致します。



牛久沼土地改良区人事

- ・木村信夫前理事長 平成26年5月15日付けをもって一身上の都合により退任されました。お疲れ様でした。
- ・寺田信平監事 平成26年7月8日付けをもって一身上の都合により退任されました。お疲れ様でした。
- ・海老原智氏 平成26年3月31日付けをもって定年退職されました。お疲れ様でした。
- ・糸賀祥治理事 平成26年7月8日の役員補欠選挙により当選されました。よろしくお願いいたします。

お悔み

- ・眞仲正進総代 平成26年5月に御逝去されました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

平成26年度予算概要

一般会計

(単位：千円)

歳入			歳出		
組合費	100,272	57.3%	事務費	78,988	45.2%
決済金	3,750	2.0%	維持管理費	65,284	37.0%
使用料	3,476	1.9%	区債及び借入金	22,284	12.3%
県支出金	415	0.2%	負担金及び分担金	900	0.5%
市町支出金	27,012	15.3%	諸支出金	2,250	1.2%
繰入金	25,000	14.2%	事業費	6,000	3.3%
繰越金	4,000	2.1%	固定資産取得支出	1	0.0%
諸収入	6,781	3.7%	予備費	1,000	0.5%
補助金	6,000	3.3%	歳出合計	176,707	100.0%
固定資産売却収入	1	0.0%			
歳入合計	176,707	100.0%			

特別会計

(単位：千円)

会計名	歳入	歳出
馴馬谷津地区	38,787	38,787
基本財産積立金	67,238	67,238
職員退職給与金積立金	35,001	35,001

■平成25年10月24日 第132回臨時総代会開催される

議長に大宮地区長塚清吾総代を選出し、議事に入り全案件原案通り可決承認されました。

- 議案第1号 専決処分の承認について
- 議案第2号 平成25年度一般会計収支補正予算議決について
- 議案第3号 平成25年度基本財産積立金特別会計収支補正予算議決について
- 議案第4号 平成24年度一般会計収支決算の承認について
- 議案第5号 平成24年度馴馬谷津地区特別会計収支決算の承認について
- 議案第6号 平成24年度大宮地区維持管理特別会計収支決算の承認について
- 議案第7号 平成24年度生板北部地区特別会計収支決算の承認について
- 議案第8号 平成24年度大徳・宮淵1区地区特別会計収支決算の承認について
- 議案第9号 平成24年度基本財産積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第10号 平成24年度職員退職給与金積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第11号 平成24年度財産目録の承認について
- 議案第12号 平成24年度事業報告の承認について

■平成26年3月24日 第133回通常総代会開催される

議長に大宮地区長塚清吾総代を選出し、議事に入り全案件原案通り可決承認されました。

- 議案第1号 定款、規約、規程の改正及び制定、監査、会計細則の制定について
- 議案第2号 現金預入先について
- 議案第3号 賦課金の賦課及び徴収方法等について
- 議案第4号 平成25年度中間監査報告について
- 議案第5号 平成25年度一般会計収支補正予算議決について
- 議案第6号 平成25年度基本財産積立金特別会計収支補正予算議決について
- 議案第7号 平成26年度一般会計収支予算議決について
- 議案第8号 平成26年度馴馬谷津地区特別会計収支予算議決について
- 議案第9号 平成26年度基本財産積立金特別会計収支予算議決について
- 議案第10号 平成26年度職員退職給与金積立金特別会計収支予算議決について

■平成26年7月8日 第134回臨時総代会開催される

議長に大宮地区長塚清吾総代を選出し、議事に入り全案件原案通り可決承認されました。

- 議案第1号 平成26年度一般会計収支補正予算議決について
- 議案第2号 専決処分の承認について
- 議案第3号 牛久沼土地改良区役員補欠選挙について

「パイプラインの蛇口」個人負担について

近年、パイプラインの蛇口盗難・破損が多発しております。パイプライン蛇口の管理につきましては、個人でお願いすると共に、盗難及び破損につきましては個人負担とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

用水期間後、パイプラインの蛇口は開けておいてください。冬期期間中に蛇口が凍結して破損するおそれがあります。

きれいな水路を目指そう

水路にゴミ等を捨てる人が後を絶ちません。

水路は大切な農業施設であり、**農業用水は貴重な資源**です。

ゴミ投棄防止に皆様のご協力をお願いいたします。

バイク・除草した草・農業用ビニール・家庭用ごみ・こたつ・タイヤ・冷蔵庫・空き缶・空き瓶などの投棄がありました。

農業用ビニールの管理徹底を組合員の皆様に改めてお願いいたします。

また、水路に除草後の草は絶対に流さないでください。

農繁期に泥のついた軽トラック・コンバイン・トラクターを運転したときは、泥を落としてから道路を走行するようにしてください。

平成25年度の地区委員会で取り上げられました。



- * 賦課金納付にご協力をお願いいたします。
郵便局・農協・銀行の口座振替もご利用ください。
- * 確定申告等では賦課金の領収書が必要になりますので大切に保管をお願いいたします。
口座振替の皆様の方は平成26年度賦課金の領収書を12月中旬に発送する予定です。
- * 土地改良区の組合員異動や農地の売買等において滞納賦課金がある場合は法律の規定により新しい組合員に支払い義務が継承されます。(相続放棄された方は相続放棄証明書のコピー提出をお願いいたします。)